

～市内で開催される同窓会経費の一部を補助します～

人口減少対策の一環として、Uターンのきっかけをつくり、本市への定住の促進を図るため、市内の小・中学校、高校の同窓会に要する経費の一部を補助します。

※上十三・十和田湖広域定住自立圏（以下、「定住自立圏」という）とは十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

区分	内容
対象となる同窓会	市内の同一の小・中学校、高校の卒業生で、学級、学年、学校や部活動の単位で開催される同窓会（複数学級での開催も対象）
補助要件	次のいずれにも該当する場合 ①市内で開催されるもの ②出席者数が20人以上で、うち定住自立圏外に住所を有する人が5人以上であること ※当日欠席などにより要件を満たさない場合、補助金交付の対象外となります。 ③同窓会を開催する年度において、出席者が20歳以上であること ④出席者に対し、市が提供するパンフレットなどの配布を行うほか、アンケートに協力すること
対象経費	・開催案内文書の作成や送付に必要な印刷製本費および通信運搬費 ・市内の飲食店等に支払う同窓会の開催経費
補助金額	次の①～③のうち、いずれか低い額以内とする。 ①補助対象経費の実支出額 ②出席者数×2,000円 ③5万円（上限） ※同一の同窓会の補助金交付は、年度内1回のみ
申請方法	同窓会開催予定日の7日前までに、交付申請書を提出 添付書類（事業計画書、収支予算書、出席予定者名簿、債権者登録申請書、あれば開催案内文書）
実績報告	平成29年3月31日までに、実績報告書を提出 添付書類（事業実績書、収支決算書、出席者名簿、領収証や受領証などの支払を証明するものの写し、参加者全員がわかる集合写真） ※出席者名簿と集合写真により、実績報告内容の確認と補助金額の確定を行いますので、参加者全員がわかる集合写真の撮影をお願いします。
補助金の支払い	補助金の支払いは、補助金額確定後（確定通知書送付後）に、主催者などの口座へ振込
注意事項	・実際の補助金額は、実績報告に基づいた出席者数に応じた金額となります。 ・提出された名簿により、移住に関する情報提供などをさせていただく場合があります。

～本市への移住を検討している人に、宿泊費・交通費の一部を補助します～

移住先の候補地として本市で滞在していただく人を対象に、宿泊費・交通費の一部を補助します。ご家族やお知り合いにぜひお知らせください。

区分	内容
補助要件	次のいずれにも該当する場合が対象となります。 ①定住自立圏外に住所を有すること ②20歳以上であること ③市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること ④滞在中に市職員による移住相談会に参加すること ⑤十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと ※同行者（中学生以上）1人まで同額を助成します。 ※滞在後にアンケートにご協力いただきます。
補助金額	居住地によって、2,000～25,000円
申請方法	宿泊する7日前までに、交付申請書を提出してください。 添付書類（住所がわかる書類（免許証の写しなど）、債権者登録申請書、誓約書）